

# TAKKEN

# GIFU

宅建ぎふ  
Vol.510  
令和元年6月15日発行



## おもな内容

令和元年度定時総会を開催……………	2
3月新設住宅着工……………	2
「代替地情報提供依頼」のお知らせ……………	3
「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ……………	4
「瑞穂市市有地売却情報」のお知らせ……………	5
「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ……………	5
身近な法律相談……………	6
不動産取引判例集……………	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

## 令和元年度 定時総会を開催

令和元年5月29日（水）午後1時30分より岐阜グランドホテルにおいて、（公社）岐阜県宅地建物取引業協会第53回定時総会を開催しました。

総会では、開会に先立ち、物故会員に黙祷をささげ、参加者全員で倫理綱領を唱和後議事に入りました。

議事では、平成30年度事業報告・令和元年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、平成30年度決算が承認されました。

また、同日に開催した（公社）全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部の第47回定時総会においても、平成30年度事業報告・決算報告、令和元年度事業計画・収支予算について報告されました。

※ 議事の詳細については、同封の議案書をご参照ください。



## 3月新設住宅着工

国土交通省がまとめた3月の新設住宅着工戸数は、貸家が前年同月比4.5%減の2万8,413戸と7カ月連続の減少となったものの、持ち家が同8.9%増の2万2,404戸と6カ月連続の増加、分譲住宅でも同33.0%増の2万5,301戸と8カ月連続の増加となったため、3月の新設住宅着工戸数全体では、同10.0%増の7万6,558戸と4カ月連続の増加となり、着工床面積でも、同12.9%増の632万㎡と6カ月連続の増加となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同2.3%増の98万9千戸となり、2カ月連続の増加となった。

持ち家では、公的資金分が同2.1%減の2,250戸と5カ月ぶりの減少となったものの、民間資金分が同10.3%増の2万154戸と9カ月連続の増加

となったため、全体でも増加となった。

貸家では、公的資金分が同7.2%増の2,926戸と2カ月連続の増加となったものの、民間資金分が同5.7%減の2万5,487戸と22カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

分譲住宅では、マンションが同69.5%増の1

万3,330戸と8カ月連続の増加、戸建て住宅でも同7.1%増の1万1,738戸と4カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同0.9%減の443戸と4カ月ぶりの減少、分譲住宅でも同8.7%減の188戸と4カ月ぶりの減少となったものの、貸家が同46.0%増の276戸と2カ月連続の増加となったため、岐阜県全体では、同7.6%増の909戸と4カ月連続の増加となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、貸家が同3.2%減の1万328戸と減少となったものの、持ち家が同15.7%増の4,452戸、分譲住宅でも同52.2%増の1万3,059戸と増加となったため、首都圏全体では同20.7%増の2万7,984戸となった。

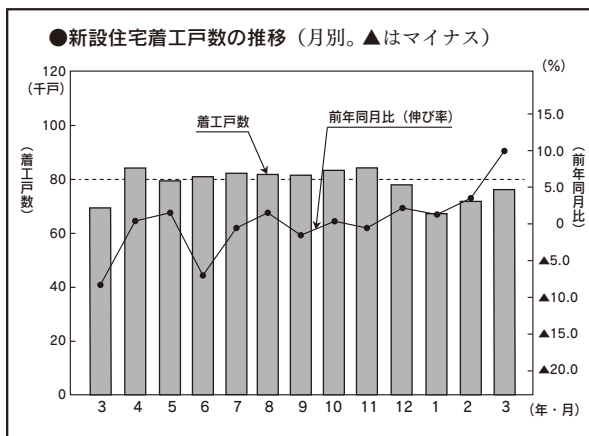
中部圏では、持ち家が同7.2%増の3,360戸、貸家が同13.8%増の3,036戸、分譲住宅でも同31.4%増の2,785戸と全利用関係別で増加となったため、中部圏全体では同15.5%増の9,196戸となった。

近畿圏では、貸家が同5.9%減の4,382戸と減少となったものの、持ち家が同12.5%増の2,944戸、分譲住宅でも同20.8%増の4,198戸

と増加となったため、近畿圏全体では同7.8%増の1万1,626戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの貸家が同3.3%減の5,742戸と減少となったものの、持ち家が同8.9%増の3,185戸、分譲住宅でも17.6%増の488戸と増加となったため、全体では、同2.7%増の9,539戸と2カ月連続の増加となった。

2×4では、持ち家が同8.0%増の2,404戸、貸家が同1.6%増の5,470戸、分譲住宅でも同15.1%増の1,250戸と増加となったため、全体では、同4.8%増の9,136戸と2カ月連続の増加となった。



## [infomation] インフォメーション

### 「代替地情報提供依頼」のお知らせ

「中央新幹線事業用地の取得に伴う代替地の媒介等に関する協定」に基づき、東海旅客鉄道（株）中央新幹線岐阜工事事務所より、代替地の情報提供依頼がありましたのでお知らせします。

会員の方で条件に該当する物件がある場合は、代替地情報届出書（所属支部より入手）に添付書類（案内図、公図、実測図、登記事項証明書、媒介契約書の写し）を添えて、所属支部に提出してください。（実測図が無い場合は不要です。）※宅建業者の売り物件は対象外となります。

情報依頼No	第139号
地先	J R中央線 土岐市駅～中津川駅の各駅付近
種別等	宅地
面積	240～350㎡(80～100坪)程度
価額等	1,000～1,500万円程度
特記事項	いずれも駅から徒歩30分圏内を希望 ※媒介報酬は売買価額の3%(税込)

## 令和元年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による岐阜県知事の委任に係る令和元年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施します。

- **試験の日時** 令和元年10月20日(日)  
午後1時～午後3時(登録講習修了者は午後1時10分～午後3時)
- **試験会場** 岐阜大学(一般受験者)  
岐阜産業会館(登録講習修了者)  
※ 申込者が予定数を越えた場合や会場の都合により使用できなかった場合、上記記載の会場以外の会場となることがあります。
- **受験資格** 申込時に岐阜県内に住所を有する者(年齢、学歴は問いません。)
- **申込書の配布** 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)  
(公社)岐阜県宅地建物取引業協会本部・支部、岐阜県都市建築部建築指導課、県事務所(岐阜県各総合庁舎)及び以下の書店  
くまざわ書店柳津店(カラフルタウン岐阜2階)、くまざわ書店美濃加茂店(アピタ美濃加茂店2階)、ACADEMIA大垣店(アクアウォーク大垣2階)  
※ 申込書の郵送を希望される方は、A4判の用紙が折らずに入る角2の返信用封筒(住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したもの)を同封し、封筒の表面に「宅建試験案内請求」と朱書し、7月25日(木)までに到着するように下記まで送付してください。(試験案内の送付は、一人1部に限ります。期限後に届いたものには返信しませんのでご注意ください。)

### 【郵送請求先】

〒500-8358 岐阜市六条南2-5-3 (公社)岐阜県宅地建物取引業協会

- **受験申込み(持参による申込み受付は行っておりません。)**
  1. **郵送申込み**  
申込期間：7月1日(月)～7月31日(水)までの消印があるものに限り受け付けます。
  2. **インターネット申込み**  
申込期間：7月1日(月)午前9時30分～7月16日(火)午後9時59分まで  
※ (一財)不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)より申込みを行ってください。
- **受験手数料** 7,000円
- **合格発表** 令和元年12月4日(水)
- **問い合わせ先** (公社)岐阜県宅地建物取引業協会  
TEL 058-275-1171(宅建試験専用)  
URL <http://www.gifu-takken.or.jp>

## 「瑞穂市市有地売却情報」のお知らせ

瑞穂市より「市有地売却の媒介に関する協定」に基づき、市有地売却の媒介依頼がありましたのでお知らせします。 ※ **令和2年3月31日まで**

自己の顧客に購入希望者がある会員の方は、市有地売却の媒介申請書及び購入希望者の市有財産購入申込書を瑞穂市総務部財務情報課に提出してください。

会員の方の媒介により市有地の売買契約が成立し、売買代金の納入が確認されたとき、協定に定める媒介報酬(市有地の売却価格の3%(千円未満の端数切捨て・税込)が瑞穂市より支払われることとなります。 ※ **購入者に媒介報酬の請求はできません。**

なお、制度の詳細につきましては、瑞穂市ホームページ(<http://www.city.mizuho.lg.jp/secure/9830/setumeisyo.pdf>)、物件の詳細につきましては、(<http://www.city.mizuho.lg.jp/8738.htm>)をご覧ください。

### ○ 売却市有地一覧表

物件番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)
H29-1	瑞穂市只越字松原997-10	宅地	47.40	1,660,000
H29-2	瑞穂市唐栗字深町92-2	雑種地	766.07	10,200,000
H30-1	瑞穂市穂積字東原696-1	田	529.42	15,250,000

#### 【問い合わせ先】

瑞穂市総務部財務情報課

TEL: 058-327-4131 FAX: 058-327-4103

## 令和元年度「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ

令和元年度第1回県下統一研修会を下記の日程により県下5会場で開催しますので、代表者及び届出従業者のご都合の付く会場において受講下さいますようご案内致します。

なお、宅建業者の従業者教育の義務が宅建業法に規定されています。協会届出の従業者の教育の場としてご活用下さい。

※ 年3回開催する県下統一研修会を全て受講(各回において、代表者又は協会届出の政令使用人、専任の宅地建物取引士のいずれかの方が受講)された事業所には、「業務研修受講済店ステッカー(店頭用)」を交付します。

※ 本研修は宅建業法第64条の6条に基づくもので有り、保証協会と共催で開催します。

### 1. 開催日程

開催日時	地域	開催会場	所在地
7月4日(木) 午後1時30分から	西濃	大垣市情報工房 5階スィンクホール	大垣市小野4-35-10
7月12日(金) 午後1時30分から	中濃	みのかも文化の森 緑のホール	美濃加茂市蜂谷町3299-1
7月16日(火) 午後1時30分から	東濃	セラトピア土岐 大会議室	土岐市土岐津町高山4
7月18日(木) 午後1時30分から	岐阜	不二羽島文化センター みのぎくホール	羽島市竹鼻町丸の内6-7
7月19日(金) 午後1時30分から	飛騨	飛騨・世界生活文化センター 食遊館2階 会議室1	高山市千島町900-1

### 2. 研修科目・講師 「令和元年度不動産に係る税制改正等について」

— 消費税増税に伴う支援策等 —

税理士 神谷 光春 氏

### 3. 受講料 会員及び登録従業者(無料)、会員外(4,000円)

## 身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会  
顧問弁護士 畑 良平



今回は、身近な法律相談として「空き家対策としての相続財産管理人制度」についてお話します。空き家対策の対応策として相続財産管理人が取り上げられることがありますので、相続財産管理人が如何なる役割を果たすかについて説明します。

1. 相続財産管理人とは
2. 空き家対策としての相続財産管理人の役割
3. 誰が選任申立をするのか、市町村長が選任申立をすることができるか
4. 相続財産管理人選任申立等費用は誰が負担するのか
5. 相続財産管理人による場合と行政代執行による場合について

### 1. について

相続財産管理人とは、相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をして結果として相続する者がいなくなった場合も含みます)、家庭裁判所への申立によって選任された者をいい、相続財産の管理を行います。一般的には弁護士が選任されます。管理によって相続財産が残っているケースでは、債権者、特別縁故者の立場で届出をすることによって、相続財産管理人から支払を受けられることもあります。この清算処理を行って、更に余った財産があれば国庫に帰属することになります。

### 2. について

例えば古い家を所有しているA氏が多額の借金を残して死亡した場合、妻や子らの相続人は、家庭裁判所に相続放棄の手続きを申立て借金から免れることがあります。相続人全員が相続放棄をした場合、A氏の所有していた空き家が残っている場合、どうするかです。この様な場合には家庭裁判所に相続財産管理人選任申立を行い、当該管理人に処置を委ねる方法があります。

すなわち、空き家対策として「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村をはじめ空き家対策として様々な対策を行うようになりました。その対応策として、空き家の所有者が死亡し相続人が不存在の場合は、相続財産管理人を選任して対応すればよいとされています。

相続財産管理人が選任されると、空き家を管理する人がいない状態から、管理する人がいる状態に変わり、空き家の持ち主と同じように空き家に関して取壊、売却等の色々な対応ができるからです。

### 3. について

民法の規定により、利害関係人又は検察官が相続開始した地の家庭裁判所に申立をします。利害関係人は特別縁故者、相続債権者、相続債務者、担保権者、成年後見人等です。市町村長も利害関係を有すれば申立権者になることができます。

### 4. について

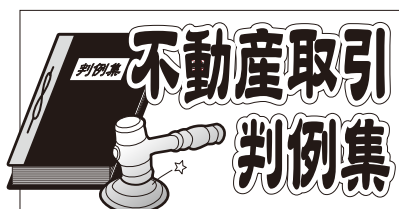
相続財産管理人が相続財産を管理・清算するための費用は、相続財産の中から支出します。つまり、相続財産が足りないと、相続財産の管理・清算が行えないことになります。

相続財産において金銭等が少ない場合は、相続財産管理人を申立てる場合に、申立人が予納金(一般的には約数十万円程度)を家庭裁判所に支払う必要があります。この予納金の大部分は、相続財産管理人の報酬であり、相続財産の管理・清算のために支出される金額は僅かです。最終的に相続財産は、残れば予納金のうち残金が払戻されますが、相続財産が残らなければ予納金は返金されません。

### 5. について

空き家については前述のとおり、特別措置法が施行され、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある「特定空家」に対して市町村が行政代執行の方法により建物を解体するなどの代執行を行なうことができるようになりました。しかしながら特定空家と認定されない空き家について代執行を行うことができません。相続人のあることが明らかでない場合には、利害関係のある者が申立をして相続財産管理人選任によって対応する措置が図られてしかるべきです。

以上



宅地建物取引業者と宅地建物取引業者には該当しない売主の共有する土地を購入した買主が、宅地建物取引業法及び特定商取引に関する法律によるクーリング・オフ制度に基づき、売買契約を解除する意思表示をし、手付金の返還を求め、売主が、売買契約の存続を前提として違約金の支払を求めて反訴した事案において、買主による売買契約の解除は有効であるとして、売主に手付金の返還を命じ、売主の反訴請求は棄却した事例

(東京地裁 平成25年9月17日判決 本訴認容反訴棄却 確定)

### 【事案の概要】

Y 1 (被告) は、不動産の売買、仲介、管理並びに賃貸などを業とする会社であり、宅地建物取引業者である。Y 2 (被告) は、不動産の賃貸などを業とする会社であり、宅地建物取引業の免許は受けていない。

Y 1 及び Y 2 は、土地を共同購入(持ち分は、Y 1 が100分の14、Y 2 が100分の86)したが、Y 2 の代表者が同土地に自宅を建設することを止めたため、平成24年4月以降、3億3000万円で売り出していた。

X (原告) は、Y 1 らの広告を見て、同土地を分筆した上、分筆後の土地を購入したいと Y 1 に伝え、同年7月1日、Y 1 の担当者に資料などをXの自宅のメールアドレスに送って欲しいと依頼した。

Y 1 及び Y 2 は、同土地を二筆に分筆した上、その一筆(本件土地)をXに売却することとし、Y 1 の担当者が、同年8月20日、売買契約書及び重要事項説明書の案をメールでXに送信し、売買契約の締結を、Xが建築請負契約の締結を予定していた建設会社Aホームの事務所で行うことなどを提案したところ、Xはこれを了解するメールをした。

Xは、Y 1 及び Y 2 から、同月28日、本件土地を1億4000万円で購入し(本件契約)、手付金として1000万円をY 1 に支払った。

本件契約を締結した場所は、Aホームの本店事務所であり、本件契約の際、Y 2 は立ち会わず、Y 1 がY 2 の代理人兼売主として契約を締結した。

その後、Xは、Y 1 に対し、同年9月9日到達の書面により、宅地建物取引業法37条の2第1項に基づき、本件契約を解除する旨の意思表示を、Y 2 に対しては、同月15日到達の書面により、特定商取引に関する法律(特定商取引法)9条1項等に基づき、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

Xは、①Y 1 及び Y 2 は本件契約に先立ち物件状況報告書を提示せず、本件契約締結後同書面を交付したに過ぎない、②本件契約締結後、Xが地盤調査をした結果、軟弱地盤であることが判明したため、本件土地を購入することを止め、クーリング・オフの通知をしたものである、③宅建業者が不動産売買を行う場合には宅建業法のクーリング・オフの適用があり、宅建業者以外の者が不動産売買を行う場合には特定商取引法26条の適用除外に該当しないので、同法のクーリング・オフの適用があるなどとして、手付金1000万円の返還を求めて提訴した。

一方、Y 1 及び Y 2 は、①XのY 1 の担当者に対するメールは、Xが自宅において作成し、自宅から送信したものであって、Xは、事務所等において買い受けの申し込みをしており、クーリング・オフ制度は適用されない、②Y 2 は、宅地の販売を反復継続して行ったことがなく特定商取引法の適用はない、③Xが、Y 1 から強引な勧誘を受けたりしたなどの事情はないこと、本件契約の締結

場所はXが選定したAホームの事務所であること、Y1及びY2はXの要望に応じて土地の区画割案を作成したりしていたこと等に照らして、本件契約の解除は、信義則違反ないし権利濫用として認められないなどとして、違約金相当額から手付金を差し引いた残額400万円の支払を求めて反訴した。

### 【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示し、Xの請求を認容し、Y1及びY2の反訴を棄却した。

- (1) 本件契約の締結の際、Y1の担当者は、物件状況確認書を示して本件土地の状況を説明しておらず、本件契約後、Xに同書面を交付している。その後、Xが本件土地に建物が建てられるかを調査した結果、地盤が軟弱であることが判明した。また、本件契約の締結の際、Xは、Y1及びY2から、クーリング・オフについての法定書面を交付されなかった。
- (2) 本件契約の締結場所は、Y1及びY2の営業所ではなく、かつ、Xの自宅で本件契約の交渉がなされたものとは認められない。したがって、XのY1に対する宅建業法37条の2第1項に基づく本件契約の解除は有効である。また、XのY2に対する特定商取引法9条1項に基づく本件契約の解除は有効である。よって、Y1及びY2は、Xに対し、手付金1000万円(不可分債務)の返還義務を負っている。

この点、Y2は、宅地の販売を反復継続して行ったことはなく特定商取引法の適用はないと主張しているが、分筆前の土地を購入し、本件土地をXに転売しているものであるので、Y2は特定商取引法の販売業者に該当し、特定商取引法の適用がある。

なお、本件契約の締結の経緯は、クーリング・オフの適用の有無と無関係であるので、Y1及びY2の主張は採用されない。また、Xの本件契約の解除は信義則違反ではないし、権利濫用にもならない。

以上のとおり、Xによる本件契約の解除は有効であり、Y1及びY2の違約金に関する主張はいずれも採用できない。

### 【まとめ】

本件では、売主の一方の会社は宅建業者ではなかったが、同社は特定商取引法の販売業者に該当するとして、特定商取引法に基づくクーリング・オフが認められた。

しかし、宅建業者と非業者である個人が共有する物件を売却する場合、当該個人売主が一般消費者であり、明らかに販売業者には該当しないような場合には、クーリング・オフによる契約解除についてはどのように判断されるのか。宅建業者の持ち分のみ契約解除が有効とされ、個人売主の持ち分のみ売却されることになるのか、あるいは、その共有持分の割合によって契約全体の解除の可否の判断が異なるのかなど、興味を持たれるところである。

(一財)不動産適正取引推進機構発行「RETIO」より抜粋

## 免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。



# 協 会 の 動 き

- 5月7日  
・第1回常任理事会・常任幹事会
- 5月9日  
・全宅連地区連絡会幹事協会会長会  
東京:山本会長、加納事務局長出席  
・愛知県不動産コンサルティング協議会理事会  
名古屋市:磯西職員出席
- 5月13日  
・第1回理事会・幹事会  
報告事項  
(1) 入退会状況について  
(2) 県有地処分 of 媒介に関する協定について  
(3) 全宅連ハトマークPR用ポスターについて  
(4) 改元に伴う事業年度の名称について  
決議事項  
(1) 平成30年度事業報告及び決算について
- 5月15日  
・宅建ぎふVol.509発行  
・第1回地区調査指導委員会
- 5月16日  
・弁護士相談
- 5月20日  
・全宅連第1回常務理事会  
東京:山本会長出席  
・第2回法定講習会
- 5月23日  
・第2回常任理事会・常任幹事会
- 5月29日  
・(公社)岐阜県宅地建物取引業協会第53回  
定時総会  
・(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本  
部第47回定時総会  
岐阜市
- 5月31日  
・全宅連・全宅保証第1回理事会  
東京:山本会長、加納事務局長出席  
・全宅管理第1回理事会  
東京:東常務理事出席  
・岐阜県空家等対策協議会  
岐阜市:大橋職員出席

# 支 部 だ よ り

## 岐阜中支部

- 5月7日  
巡回相談(岐阜市役所)  
5月14日  
巡回相談(岐阜市役所)

## 岐阜南支部

- 5月15日  
巡回相談(羽島市役所)  
5月16日  
第2回正副支部長会  
5月21日  
巡回相談(岐阜市役所)  
5月27日  
第2回幹事会

## 岐阜北支部

- 5月8日

- 第1回正副支部長会議  
5月21日  
第2回幹事会  
5月28日  
巡回相談(岐阜市役所)  
5月30日  
新規入会者事務所調査

## 西濃支部

- 5月9日  
入会審査会  
5月14日  
第2回幹事(監査・地区委員)  
会  
5月23日  
海津市・神戸町合同空家パ  
ンク事業協力者説明会

## 中濃支部

- 5月13日  
第2回幹事会  
5月14日  
巡回相談(関市総合福祉会  
館)  
5月21日  
巡回相談(美濃加茂市生涯  
学習センター)

## 東濃支部

- 5月17日  
第2回役員(幹事)会

## 飛騨支部

- 5月8日  
新規入会者事務所調査  
入会審査会

# 一 会 員 の 異 動

入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

## 【岐阜北支部】

(1) 5032 31. 4. 4	オ フ ィ ス T	児 島 利 和	児 島 利 和	058-260-3767 058-260-3767	瑞穂市野田新田4125-5	501-0232
(1) 5021 31. 2. 13	K Z (株)	加 藤 章 三	加 藤 辰 美	058-213-6594	本巣郡北方町平成7-16	501-0438

## 【西濃支部】

(5) 3915 29. 5. 26	加 藤 建 設 (株) 池田支店	森 晃 廣 (山 田 寛)	山 田 寛	0585-45-7033 0585-45-7034	揖斐郡池田町沓井1258-2	503-2401
-----------------------	---------------------	------------------	-------	------------------------------	----------------	----------

## 【中濃支部】

(1) 5025 31. 2. 25	(株) F L A T	平 岩 直 人 (岩 田 あゆみ)	岩 田 あゆみ	0575-67-1007 0575-67-0999	郡上市八幡町初納69-7	501-4203
-----------------------	-------------	----------------------	---------	------------------------------	--------------	----------

## 【飛騨支部】

大(1)8657 26. 7. 31	(株) ナンバホーム	難 波 孝 憲	難 波 孝 憲	0576-32-2116 0576-32-3376	下呂市金山町大船渡720-1	509-1614
-----------------------	------------	---------	---------	------------------------------	----------------	----------

## 変更事項（5月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	ME Real Partners(株) 岐阜支店	専任取引士		林訓弘	8
岐阜中	ぎふ農業協同組合	専任取引士	瀬古誠・大村芳弘	服部恭幸・福生守・ 加納壽洋	9
岐阜中	ぎふ農業協同組合 不動産センター	専任取引士	水谷佳史		9
岐阜中	ぎふ農業協同組合 市橋支店	政令使用人	竹内俊好	栗木政彦	9
		専任取引士	加納壽洋	栗木政彦	
岐阜中	ぎふ農業協同組合 芥見支店	政令使用人	田島義則	中村喜代美	9
		専任取引士	田島義則	加藤一樹	
岐阜中	(株) マ ル エ イ	専任取引士	澤田榮作	鈴木誠司	12
岐阜南	(株) エ サ キ ホ ー ム 岐阜支店	専任取引士		下林浩	16
岐阜南	(株) ト ラ イ 不 動 産	専任取引士	渡邊義江		17
岐阜南	(株) ア イ ダ 設 計 各務原モデル店	専任取引士	小塚規行		21
岐阜南	協 和 建 設 (株)	専任取引士	岩田昌明		21
岐阜南	ぎふ農業協同組合 蘇原支店	専任取引士	近松和正		21
岐阜南	ぎふ農業協同組合 不動産センター各務原	専任取引士	古田喜久郎	小林清隆	21

岐阜南	ぎふ農業協同組合 はぐり支店	専任取引士	名和俊太	井川敦	25
岐阜北	旭不動産(株)	専任取引士	浅野雅由		28
岐阜北	ぎふ農業協同組合 長良支店	専任取引士	服部恭幸		28
岐阜北	ぎふ農業協同組合 島支店	専任取引士	井川敦	林大介	28
岐阜北	ME Real Partners(株) おうちbank岐阜北店	専任取引士	國江孝太	松原衣里	—
岐阜北	ぎふ農業協同組合 高富支店	政令使用人	佐伯岳人	福地克也	32
		専任取引士	佐伯岳人・福生守	近松和正	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 穂積支店	政令使用人	川島圭二	澤田政道	33
		専任取引士	川島圭二・栗山元晴	澤田政道	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 糸貫支店	支店名	本巣支店	糸貫支店	35
		所在地	〒501-1205 本巣市曾井中島624-2	〒501-0413 本巣市見延1399-1	
		T E L	0581-34-2004	058-324-5156	
		F A X	0581-34-2966	058-324-4293	
		専任取引士	福島友之	栗山元晴	
西濃	(株) アイダ設計 大垣モデル店	専任取引士	宮川義弘	小塚規行	38
西濃	(株) カチタス 大垣店	専任取引士		後藤茜夢	38
西濃	岐建(株)	専任取引士	堀場甲午郎	寺戸直幸	38
西濃	西美濃農業協同組合	専任取引士	高田博之		40
西濃	矢橋林業(株)	専任取引士	山崎貴敏	細野悦郎	41
西濃	(株) 丸竹建設	専任取引士	竹中儀彦	竹中貴亮	44
西濃	加藤建設(株)	専任取引士	野村修一	遠山恵里那	50
中濃	(株) アイゼン	所在地	〒505-0022 美濃加茂市川合町1-12-29	〒505-0022 美濃加茂市川合町1-12-15	58
中濃	可児ハウジングセンター	所在地	〒509-0256 可児市東帷子字東洞1023-6	〒509-0256 可児市東帷子字西ノ洞2426	60
東濃	e - s y s t e m (株)	専任取引士	山田勝三	牧野浩之	74
東濃	昭洋商事(株)	専任取引士	田中将人		74
東濃	マルイ不動産(株)	専任取引士		小栗由也・戸田翼	74

※ 頁の欄は、「平成30・31年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

## 「宅建協会PRポスター」掲示のご協力について

全宅連・全宅保証では、会員の業務支援、協会へ入会促進を目的に、宅建協会PRポスター「不動産業界会員数No.1」を作成しました。

ハトマークグループのCMに出演しCMソング「きみと街を繋ぐハトマーク」を歌う堀内孝平さん(99RadioService)を起用し、「不動産業界会員数No.1」のハトマークが「安心の不動産取引の目印」であることをPRしています。

会員の方には、本号にA2版ポスターを同封しましたので、掲示につきましてご協力をお願いします。





ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

### 不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

- 【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。  
**所在地** 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館  
**電話番号** 058-275-1551  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00  
**弁護士相談** 事前に電話でご予約ください。  
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

- 【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする  
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”  
<http://www.gifu-takken.or.jp>

令和元年5月31日現在  
所属会員 1,126名

### 発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）  
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部  
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）  
会長・本部長 山本 武久  
（編集責任者）  
情報提供委員長 白井 博幸